

総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和4年9月26日(月) 第1委員会室
2. 出席委員 赤木忠徳委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 福山権二 徳永泰臣 藤原洋二
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山崎啓介議会事務局主任
5. 説明員 なし
6. 傍聴者 1名(うち議員 前田智永)
7. 会議に付した事件
 - 1 指定管理者制度の運用について
 - 2 その他

午後2時50分 開 議

○赤木忠徳委員長 それでは、総務常任委員会を開会いたします。本日は傍聴並びに写真撮影、録音録画を許可しております。なお、同僚議員でございますが、傍聴者から質問があれば、挙手をしていただければ、委員の了解を得て受けることにいたしますので、よろしくお願いいたします。

1 指定管理者制度の運用について

○赤木忠徳委員長 協議事項でございますが、指定管理者制度の運用について、津山市、松江市へ視察に行くという準備段階で、ガイドラインの比較というものを各ガイドラインからピックアップしながら整理したところでございます。急いでやったものですから、多少、意図が違うこともあろうかと思いますが、まず考え方として、指定管理者制度運営の考え方、最初のどういう気持ちでやってきたかと。それから、指定管理者指定の手續について、指定管理者指定、決定方法、管理者をどう決めるのかと。どういう形で決めていくのか。そのあと、指定管理者の指定後についてどのように行うか。裏側になりますけれども、情報の公開。どのように市民に公開しているか。関連条例として、どういうものがあるか。松江市の場合、つけ加えていただきたいのですが、1番最後の関係条例、規則の1番下に、総務省自治行政局長通知の下に、平成26年3月ガイドライン策定、5回改訂ということをつけ加えておいてください。ですから、津山市が7回、松江市が5回、庄原市は当初のものを1回ほど改訂しているということでございます。それと、ピックアップしたものについては、ページを挙げております。ですから、より詳しいものを見ようとすれば、そのページに飛んでいっていただければわかるような形にしております。まずこれについて、皆さんから質問、もしくは、もっとこういう形にしたほうが良いという御意見がありましたら、受け付けたいと思います。副委員長。

○坪田朋人副委員長 情報の公開の部分で、津山市に関しては、公募施設の情報をハード面でもソフト面でも可能な限り行うという点がありましたので、庄原市に関してそういう明記がなかったので、ここは特筆すべき点だなと思いましたが、足していればいかなと思いましたが。津山市の8ページの情報提供の部分で、公募施設のハード面とソフト面の両方に関する十分な情報やデータを提供する

ことが必要であると明記されておりますので、これに関しては公募する団体のほうが、こういう情報があったほうがいいと、僕も思っているのですが、ここはしっかり明記したほうがいいかなと。情報としてあったらうれしいなと思ったので言いました。

○赤木忠徳委員長 皆さんよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 それでは、情報の公開、津山の8ページのものについては、公募施設の情報を報道発表を行うという形にしていますが、先ほどのことを追加したいと思います。事務局、訂正をよろしくお願いします。そのほかございますか。よく読み込んでいただきたいと思うのです。今度、視察に行ったときに、どういう形に違っているのか。庄原市と他市の情報がどのように違うのか。なぜ、改訂を5回も7回もしたのか。何か問題があったから、当然、改訂していくわけですから、どういう問題が起こったのかということも含めて、皆さん意識してもらったほうがいいかなと思っています。そのほかございますか。福山委員。

○福山権二委員 改訂の回数関係で、委員長が話をされた、どういうことが起こったからこうなのかということに加えて、改訂をする動機の中に、議会のかかわりというのがどれほどあったのか。つまり、どこでもそうだけれど、この指定管理者制度を執行者から聞いて、関係法令を全部考えて、ここに問題があるとか、これは不十分な点だというのは、すぐは、なかなかわからないことなのです。実際にやってみて、指定管理者制度の実際の実行の中から、これは行き過ぎであるとか、これはどうなのだろうかということ、だんだん改訂していくのだけれど、庄原市の場合もかえていったということの中には、議会がかなり、ここが問題ではないかと、一般質問も含めてあったので、気になるのだけれど、津山にしても松江にしても、執行者のほうが、より市民生活とか、この指定管理者制度を活用して、本当の意味で行政がプラスになることを行政が選択して、それ合わせた制度にしているのかということといえば、行政の質が違うとかいうことで差があるのではないと思うのだけれど、議会がどうかかわっていったかが聞きたいことなので、今、我々が持っている指定管理者制度が非常に危ういとか、制度的に少しおかしいのではないかと、どうこうというとなれば、議会のかかわりとか、議会の対応の仕方がどうだったのかというのは、ある程度自己批判的に考えないといけないところも恐らくあるだろうから、この取り組みの中で、こういうふうな研究してこうだったというときに、議会の自己批判的な総括ということも少し意識しながら、考えていきたい。提案をしたのだけれど、津山とかは松江の場合は、議会がどう動いたかというのが、非常に興味があって、そこも少し行ってから、報告してもらったときに考えていきたい。

○赤木忠徳委員長 藤原委員。

○藤原洋二委員 先ほど福山委員からありましたけれども、こういう改訂された要因は、みずからがよりよい方向を得るということを考えると、対議会のかかわり方があったのかもしれないし、審査会のメンバーが庄原市の場合は、市職員だけですけれども、民間からの外部委員が入っている関係で、そこらの意見があったのか、そこらも含めて聞いたほうがいいのかもわからないですね。

○赤木忠徳委員長 特に、庄原市と他市との違いというのは、決定方法の選考委員会が、先ほど藤原委員が言われるように、市職員だけでやるのか、審査会は市の職員以外にも選んで行っているところは大きく違うところがございます。福山委員。

○福山権二委員 今の藤原委員の意見につけ加えて言うと、選定する委員会の組織をどれだけ市民に公

開しているということと、庄原の場合はその議論の中身は全くいわないということと、なぜここに決めたかということとを全くいわないという姿勢があるので、そこは行政の考え方、それに対する議会の考え方ということについては聞いておきたい。庄原市の場合は取扱規定の中で、全く選定経過を非公開にすると明記しているので、非常に大きな違いがある。

○赤木忠徳委員長　　確かに庄原市も、私も知らなかったのですけれども、選考結果の合計点を庄原市も点数で上げております。しかしながら、松江市の場合は、もう手続の段階で、何を何点満点で幾らだという形の数字の上げ方まで公表していますので、その違いは大きな違いだろうと思います。庄原市の選定結果の合計点を上げているということも、谷口委員が言われるまで我々も知らなかったことです。そういうことも公表していませんね、庄原市の場合は、谷口委員。

○谷口隆明委員　　議会への議案の提出の仕方が、津山市は、16 ページにあります、関連する概要から含めて全部取得の点数の結果も全部議会へ参考資料で出しています。要するに、議会の議論がスムーズにいくように、参考資料を出しています。それから、松江市も 30 ページに指定議案を出すときに、市長の決裁を受けて、同じように資料を出しているのです。庄原市は誰がやるかと指定期間しか出さなくて、あと一切資料を出さないのですけれども、それはやはりおかしいと。本当に指定管理者制度の議案を議会が審議するのなら、審議する材料を出さなかったら、そんな結果と誰が受けるかといつまでできるかだけなら、松江と議会に対する対応で大きな違いがあるのではないかなと思う。

○赤木忠徳委員長　　特に円滑に議会で議事を進めるための資料として出すという考え方は、非常に議会の審議を深めたいという考え方だろうと思います。ですから、庄原市の場合は、余り出さなくて、すんなり通ればいいと。例えば、この前の高野の保育所の問題でも、経験者が 2 名いると質問するのですが、当初からそういうものを出しておけば、大きな問題はないわけですから、そういう形のところは確かにあると思いますね。藤原委員。

○藤原洋二委員　　今回の場合でも、600 何点ということでしたので、私も地元ということもありまして、満点はできないと思ったのですが、何が不足していたのかというところで、調査をかけたまま、勉強して頑張るところは頑張らなくてはいけないということで、情報を求めたのですけれども、なかなかそこらが開示されない。

○赤木忠徳委員長　　そこまで開示してくれない。

○藤原洋二委員　　要は、審査項目は皆さんわからない。なかなか難しいところがあって、総合的に審査委員さんもチェックをかけて、全部それを集計された結果だけが公表されるということで、私が最後に聞いたのは、経験がないというところで 618 点か何かになっているので、あまり気にしなくていいよというコメントをいただいたので、若干安心しておりますが、そこらが公開されていないので難しいなど。

○赤木忠徳委員長　　確かに、以前も、庄原上野総合公園を管理している団体が、点数が非常に悪かった。あれだけカープの選手を連れてきたり、サッカーの選手を連れてきて、子供たちの教育に寄与しているつもりなのに、なぜ悪いだろうと、どこが悪いのかということまで指摘してくれないというのは、私も聞いたことがあります。だから、向上していこうと思えば、指摘すべきですよ。徳永委員。

○徳永泰臣委員　　点数のことで、谷口委員がおっしゃったので、初めてわかったのですけれども、先ほど 618 点とかと言われましたけれど、何点ならどうなのか。全然、基準が私たちもわからないので、調べていこうと思うのですけれども、高野の場合でも、全然判断材料がなして、ああいうやり方をされ

るのが、私たちの勉強不足が一番の原因だと思うので、その辺しっかり勉強していきたいなど。

○赤木忠徳委員長　　今回、こうやって津山市と松江市に行くことになりましたけれども、我々だけが勉強したのでは何の意味もないのです。というのは、市の職員もよその状態を知ることが必要なので、以前の行政視察については、市の職員も関係課の職員もついてきていたのです。今回は、あえて言っていないのですが、時間がとれば、一緒に同行するということに対して、皆さんの意見を聞きたいと思うのですが、どうでしょう。福山委員。

○福山権二委員　　これまでも一緒に行って勉強したけれど、そのことを行政で、執行者から企画提案をして、当局もそれを考えたというケースは、確認したことがないのです。行政の方向を決めるときに、トップが決定するレベルがどこかにしても、課題によって違うでしょうが、先進地へ議会と行って、これはこうだから改善しようみたいなことは、あまり期待できないのではないかと思います。議員の中には、管理者経験のある人もいますので話したのだけれど、そういうように行政が、トップの姿勢を含めて、せつかく議会が行ってこいということがあったら、するという姿勢ではなく、トップクラスのことを、行って、持って帰って、何ができるのかということが中心だったのではないかと思います。あまり効果がないのではと思う。

○赤木忠徳委員長　　藤原委員。

○藤原洋二委員　　このメンバーは、総務常任委員会がどこまで、今の状況を加味して、何を求めるのか、まずは、それをまず決めてから、管財課も課長も係長もまだ1年目、2年目なので、勉強に行かないかということ投げかけるのか。そこらは別として、総務常任委員会が目指す姿を、まず、1番いいのは、よく委員長が議会発議の条例だと、よく脅し文句に使われると思うのですけれども、そこらの落としどころを、現状を踏まえて、心づもりで聞いたり、研修したりというのは必要かなとは思っています。

○赤木忠徳委員長　　私の考え方からいえば、理想的なことは、執行者側が議会側の意見を聞きながら、改訂をしていく、新しい条例をつくっていくということが理想的。運営もしやすいと思うのです。それができない場合、最終決断として、議会提案という形で、今まででも行っているのですよね。公契約条例もそうだし、平和条例もそうです。ですから、大体、この条例に関しても、委員会が出すべきではなくて、執行者側が出すべきだと、私もいまだに思っています。でも、仕方がなかったから出したのだという形になっていますので、そこらあたりは、もう少し執行者側も情報をとってほしいなどというもあるのはあるのです。谷口委員、どう思われますか。

○谷口隆明委員　　本来なら、それはぜひ一緒に行って、庄原市と他の自治体の違いを認識していただきたいので、どういう結果になるかは別として、今までの例からいえば、一緒に行ってもいいのではないかなという気がします。確かに成果がなかったからということもあるかも知れませんが、今後、かえていこうとしているわけですから、そういう意味では、一緒に、都合がつけば、行ったほうがいいのではないかなと思います。

○赤木忠徳委員長　　これは私の提案でございますけれども、もし、事務局から呼びかけて、日程がつかないということになれば我々だけで行くという形で、一応呼びかけてみましょう。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　そのようにさせていただきます。今後の問題として、我々が何を目標しているかということも、ある程度職員さんにもわかっていただきたいなということもあるので、そこも含めて呼びか

けたいと思いますので、よろしく申し上げます。事務局、言ってもらえますか。

○山崎啓介議会事務局主任 はい。

○赤木忠徳委員長 そのほか、視察前の勉強会でございますが、ざっくばらんにこういうところとか、また、質問事項をこういうのをしたらどうかと、先ほどもありましたけれども、それも含めて、御意見をいただきたいなと思っています。福山委員。

○福山権二委員 庄原市の指定管理者候補者選定審査会設置要綱というのがあって、初め指定管理者制度を導入するときの平成17年に告示としてあるのだけれど、それが何回かかわっているけれど、これは、指定管理者制度をつくるときに、選定審査会の要綱は議会にかかったか。要綱だからかかっている。

○赤木忠徳委員長 かかっているんです。

○福山権二委員 これは執行権の範疇でやったということになりますよね。執行権の範疇であったものの中に、その要綱の中に、審査会の会議は公開しないものとして何人も審査の内容を他に漏らしてはならないとなっている。こういう姿勢というのを初めから行政は持っていたということで。どこにさせるか、大事な議論が非公開で、しかも、決めるのは要綱を決めてやったんだと。後からこれを見たということになれば、議会に対する説明の質というか、ポイントのところを、こちらが言わなかったからかもしれないけれど、そういう姿勢についてはどうなのかということは、行政的にも松江とか津山のことについて比較をして、意見を聞いてみたい。

○赤木忠徳委員長 ただ、津山市にしても松江市にしても、非公開です。だから、やはり情報を流したくないという部分があるので、そういうところがあるのはあるのですよ。ただ、問題は、特に津山は、外部の人を呼んでいるので、圧力がかかってはいけませんので、審査が終わるまでは、どなたが委員であるかを公表しないという配慮までしている。そこらはかなり気を使っていますよ。

○福山権二委員 これは公開条例として、出さないといっているのだから、出さないということですよ、結局。

○赤木忠徳委員長 津山にしても松江市にしても、内容は出さない。しかし、点数だけは、特に松江市の場合は、点数は全て出すという公開の仕方をしています。福山委員。

○福山権二委員 結局それは、指定管理者制度を決める際の、制度を実行する場合の、そういうふうにする正当性というのが、行政として、そこまで踏み込むかどうか、それは正しいのか。指定管理者制度を活用して、どこかの会社とか団体に任せるときに、ある面で経験もない、したこともないということも含めてやっているわけだけれど、そういう重要なことを、例えば保育の関係についても、非公開で誰がどういったかわからないけれど点数をつけて、よかったからといって、それは誰が、幾ら点数をつけたかもわからないわけでしょう。トータルでこうだと。

○赤木忠徳委員長 藤原委員。

○藤原洋二委員 新規になる可能性がある。公募をかけているということは、準備期間が6カ月いるということで、今回の9月の定例会でのことですがけれども、継続の場合は、3月とかになって、案件によって、もうマニュアル化されておりますので、そこらは、これというのが事務的にはあろうかと。

○赤木忠徳委員長 皆さんも、例えば、最初の決定のことだけを考えておられると思うのですが、継続の場合の審査内容とかも庄原市は公開していませんよね。どうだから継続してもらいますという形が。津山と松江については、特に1番厳しいのが、松江市は、月ごとに報告書。これはすごい大変だなと

読んでいて思ったのですが、それぐらい、しっかり、指定管理に対しては、行政マンとして監視しているというところが見受けられますね。福山委員。

○福山権二委員　　厳しいということが、行政の姿勢として、マイナス的な傾向なのか、むしろきちんとしているからいいと思うかということとは判断として差があるのところなのですが、ここまで厳しくすることはないではないかということになるのかは、判断基準としては意見があると思うのだけれど。ただ、やっているほうは大変だろうけれど、庄原の場合は、例えば、庄原保育所の関係の指定管理で実際やるときに、保育士を子供が先生と呼ばないと。それでいいかどうかと保育所の保護者がこれは問題ではないかということで大変激しい議論をしましたよね。それで、現場へ行ってから、ものすごい激しい、指定管理者と教育民生の委員が行ってから、相手から、どこが悪いのかということまで、ある意味では相当な議論になったわけです。そういうこともあって、かなり議論をしたのだけれど、そういうことでいえば、行政がそれにかかわってきたかといえば、あまり強にかかわっていないし、そこは指定管理でやっているのだから、みたいなことで。実際の保育所運営がよかったか、悪かったかという評価も含めて、そういう保育士と保護者との対立が実際に現場で起こっていることについての、その調整能力が非常に薄かったのではないかということと、それから、アレルギーが起きましたよね。アレルギーが起こっても、ほとんど行政は大分、起こってから、市民からどうこう言われ、マスコミでもあって、初めて市長が行ってから、もともとその設計そのものに問題があったと後からわかって。ほこりが出るところで、給食を運んでいたとか、そこらも議会の責任も含めてあるのだけれど、そういう意味では保育所運営をしたことがない人が代表者になってしている。いいところ、悪いところあるのだろうけれど、指定管理の果たす目的といえば、少し幅があるのかなと。指定管理者制度を、行政として採用するときに、行政の構えとして少し、大ざっぱ過ぎるといえばそれまでだけれど、そんな感じがするので、それは行政と議会とのやりとりも含めて考えないといけない。そのあたりを津山のことなどでいえば、よく考えないといけない。

○赤木忠徳委員長　　今の、先生と呼ばないって問題は、小学校の先生からも困っているということも出てきましたし、その後、是正されたかということは、全く報告も議会にないので、いまだに多分、さんづけなのだとは私を感じています。だから、そのことから思えば、いろいろな形で、市が毎月報告書を出せというのは、理にかなっているところであると思います。藤原委員。

○藤原洋二委員　　指定管理者がかわりましたが、高野でも今年度までの管理者は、いろいろ問題があります。職員の給与の問題であるとか、けがをしてもそのまま帰すとか、医療機関にかからないとか、いろいろな問題が多々ありまして、最終的には、儲けさせてもらいましたでさよならですという話があります。指導監督というか、どこがどのようにするのかということも含めて、今回の場合は支所が中に入って、いろいろ問題は解決まで行かない問題もありますけれども、問題が発覚しておりましたので、そこらは勉強しておかないといけない。ただ、先生の評判も細かいところがあるかと思う。

○赤木忠徳委員長　　そういう問題も議会は全く報告がないです。委員会には、あったのかどうか知りませんが、私も初めて聞きました。

○藤原洋二委員　　前の人、もう手を挙げられていないので、その人の悪口は言わないでしょう。かわって、新規にできれば、それでスタートということで。

○赤木忠徳委員長　　日程的にも20日ぐらいありますので、その日までにガイドラインの比較を中心に、もう一度、読み込みをしておいていただきたいと思います。それで、疑問に思ったことについては、

書き込みをしておいて、その当日。質問事項は何項目出していますか。

○山崎啓介議会事務局主任 10項目程度出しております。

○赤木忠徳委員長 多分そこで終わる可能性があるのですが、できれば、追加で質問していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。当日の日程につきましては、改めて、少し早く出るようになりますよね。10時からしたいと思うので、2時間はかかるのですよ、最低でも。ということは7時には出ないといけないということになりますよね、逆算すると。松江の場合は、実は、11時スタートにさせてもらえないかということが出ていますので、松江の場合は、ここから1時間ちょっとですよ。2時間前ということは、8時半に出れば十分かな。また、時間については詳しく出しますが、松江の場合は11時から1時間するか、もしくは、延長して1時までするか、もしくは、1時間して、昼休憩して、また1時から2時にするかというのは、相談を受けていますよね。これについてどうしましょうか。続けてやったほうがいいですよ。できれば、1時間半で済むかもしれませんので、一応昼休憩は、相手方に申し訳ないのだけれど、待っていただいて、続けてやろうということだけ報告させてもらってもいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 事務局から何かほかにありますか。

○山崎啓介議会事務局主任 ございません。

○赤木忠徳委員長 傍聴者、何か質問ありますか。よろしいですか、傍聴者に発言してもらっても。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 どうぞ。

〔前田智永議員が次のとおり発言 指定管理者の制度について、津山市と松江市は、リンクがホームページにすぐわかるようにあったのですけれど、庄原市はどこにあるのか、教えていただきたいと思うのですが。〕

○赤木忠徳委員長 関係条例、規則の中に、庄原市のホームページの中で、まず、条例というのが、指定管理者の指定手続等に関する条例というのがあります。規則というの載っています。それから、公の施設の指定管理者制度導入・運用についてという、このガイドラインは載っていなかった。わかりました。

〔前田智永議員が次のとおり発言 条例、施行規則は確認できたのですけれど、津山市、松江市はすぐ誰でも見れるように公開してあったので、その制度自体が何なのかというのが、市民がわかるようにホームページに記載していただけたらいいのではないかなど、市民的に思いました。〕

○赤木忠徳委員長 ありがとうございます。大変、明確な指摘をしていただき、ありがとうございます。これも、我々も勉強不足のところがあります。それと、総務常任委員会の範疇を飛び越えるのですが、この前の分科会のまとめとして、我々が指摘したことに関して毎年同じことを指摘することが多い。こういう指定管理なんかも含めて。これについては、ある程度、執行者で熟慮して、その方向性を見出してほしいというまとめ方をしておりますので、その点はこの議論をしている中での、意識をまとめて言わせていただきました。

2 その他

○赤木忠徳委員長　　その他、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　ないようでしたら、本日の総務常任委員会を散会いたします。

午後3時29分　　散　　会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長